

企 画 調 整



山形市発展計画
定住自立圏構想の推進
山形市地域公共交通網形成計画
コミュニティバス・
地域交流バス
自主運行交通支援事業
行政評価
市民活動支援
文化振興
男女共同参画
情報化

山形市発展計画（企画調整課）

1 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

2 人口の見通し

本計画に掲げる政策を推進することで、山形県の人口ビジョンに掲げられた合計特殊出生率の年次目標及び5年ごとの移動率の改善目標を達成した場合、人口は増加に転じ、2050年で276,161人となる見込み。また、併せて2030年までに仙山間の交通基盤が倍増した場合、2050年で304,257人となると見込んでいる。

3 財政の見通し

人件費は第3次定員適正化計画に基づく職員数の増減等を反映させば横ばいの見込み。公債費は元金償還額の大きい借り入れが終期を迎えるため微減を見込む。繰出金は社会保障関連の特別会計への繰出しが増加するが、その他の特別会計については平成30年度以降減少を見込む。その結果、行政サービス経費として支出可能な額は平成29年度以降やや増加傾向で推移する見込み。

4 基本方針

- 定住人口・交流人口の拡大を図り地域活性化のけん引力となります。
- 「健康」・「医療」を核とした施策を展開し、都市ブランドとして確立します。
- 山形市特有の個性、魅力を活かしたまちづくりを推進します。

5 重点政策 計画期間（5年間）で重点的に取り組む政策と施策

※重点政策1～4までを「山形市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置付ける。

| |
|--|
| <p>1 産業の振興による雇用の創出</p> <p>地元企業の経営基盤強化 山形ブランドの確立による産業の振興 新たな産業の創出・集積と企業誘致の推進 マーケットを意識した農林業の振興</p> |
| <p>2 新しい人の流れによるまちの賑わいづくり</p> <p>拠点施設等の整備による域内・域外交流の促進 観光の振興 文化・スポーツの振興による交流人口の拡大 U I J ターン及び定住の促進 文化創造都市の推進</p> |
| <p>3 総合的な子育て環境の整備</p> <p>結婚から出産・子育て期までの切れ目ない支援 子育てしやすい環境の整備 教育環境の整備</p> |
| <p>4 時代の変化に対応した都市・社会基盤の整備</p> <p>産業振興と市民生活を支えるための土地の有効活用 子どもからお年寄りまでの生活を支える交通体系の構築 山形市が持つ個性や独自の資源、文化を重視した中心市街地の賑わいづくり 市民、コミュニティ活動の活性化によるまちづくり</p> |
| <p>5 いきいきと年齢を重ねられるまちづくり</p> <p>いつまでも健康で暮らせるまちづくり 高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり 障がい者がいきいきと暮らせるまちづくり</p> |
| <p>6 安全・安心なまちづくり</p> <p>危機管理体制の構築 消防体制の充実 耐震化・長寿命化等による都市基盤の整備 雪につよいまちづくり</p> |
| <p>7 山形の自然を活かした環境にやさしいまちづくり</p> <p>地球温暖化対策の推進 循環型社会の形成</p> |
| <p>8 重点政策を推進するための共通政策</p> <p>中核市への移行 仙山連携の強化 行財政改革の推進 男女共同参画社会の実現</p> |

定住自立圏構想の推進（企画調整課）

1 山形定住自立圏構想推進会議

定住自立圏構想は、中心市の都市機能や近隣市町村の地域資源を相互に活用、連携しながら、圏域全体として定住に必要な生活機能を確保し、魅力あふれる地域を形成しようとするもの。中心市と近隣市町村が1対1の協定を締結する結果として定住自立圏域が形成される。

山形市と近隣の上市市、天童市、山辺町及び中山町は、山形市を中心市とする定住自立圏の形成に向け、平成22年10月29日に山形定住自立圏構想推進会議を設立した。下部組織として、検討委員会、幹事会を設置し、定住自立圏形成協定で取り組む連携事業についての検討・協議を行っている。

2 中心市宣言

中心市宣言は、中心市が圏域全体のマネジメント等の中心的役割を担うとともに、圏域の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思を表明するもの。山形市は、平成23年1月27日に中心市宣言を行った。

3 定住自立圏形成協定

定住自立圏形成協定は、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の3つの分野において連携する取り組みを定めるもの。

山形市と近隣2市2町は、平成23年7月5日に山形定住自立圏形成協定合同調印式を開催し、協定の締結を行った。

4 共生ビジョン

共生ビジョンは、定住自立圏の形成に関する協定に基づき、圏域の将来像や、中心市である山形市と近隣市町の上市市、天童市、山辺町、中山町が連携して推進する具体的な取り組みを示すことを目的として、中心市が策定し公表するもの。

山形市は、民間や地域の関係者で構成する「山形定住自立圏共生ビジョン懇談会」における検討を経て、平成23年11月に「山形定住自立圏共生ビジョン」を策定した。計画期間の満了を受け、同様の手続きを経て平成28年2月に改定。（国の要請に基づき成果指標等を定めるため平成29年2月に再改定、上市市との取組追加のため平成30年2月に再々改定）

5 連携する取り組み

| 政策分野 | 分類 | 連携する取組 | 上市市 | 天童市 | 山辺町 | 中山町 |
|----------------|----------------|--------------------|-----|-----|-----|-----|
| 生活機能の強化 | 医療 | 休日及び夜間における診療体制の充実 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 福祉 | 子育て支援センターの相互利用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 子ども安全情報配信事業の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 産業 | 産学連携交流会の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | ナラ枯れ被害対策防除事業 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 消防 | 消防事務受委託 | | | ○ | ○ |
| | その他 | 消費生活相談事業の拡大 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 年金相談事業の拡大 | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 結びつきやネットワークの強化 | 地域公共交通 | 地域公共交通ネットワークの構築 | | | ○ | ○ |
| | その他 | 山形市市民活動支援センターの広域活用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 山形市男女共同参画センターの広域活用 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 圏域マネジメント能力の強化 | 圏域内市町職員等の交流・研修 | 職員研修の拡充 | ○ | ○ | ○ | ○ |

山形市地域公共交通網形成計画（企画調整課）

まちづくりや人の暮らしと連携し、子どもからお年寄りまで、みんなから“使いやすくしてお出かけしやすくなってきた”と思われるような社会情勢やライフスタイルの変化に対応した公共交通サービスの提供を目指し計画を策定している。（平成28年3月）

1 基本理念 「やまがた公共交通サービス向上宣言」

2 計画期間 平成28～32年度

3 基本方針

(1) みんなでわかって乗れる公共交通

“わからないから使うのが不安”と言う声をなくすため、公共交通ネットワークを分類、差別化し、わかりやすく表現するとともに、統一した情報を発信する。

(2) 戦略的な公共交通ネットワーク整備

幹線路線、地区間交通などの路線の役割、位置付けを明確にし、主要目的地に照らした路線やダイヤの再編など、わかりやすく使いやすい公共交通を構築する。

(3) 暮らしを支える公共交通

暮らしを支える最低限の移動手段を確保するため、市民、事業者、行政が連携して、誰もが利用しやすい公共交通を構築する。

(4) おでかけ機会をつくる公共交通

バスに乗ってみたいくなる魅力、乗る目的を創出し、外出機会の増大、公共交通の利用促進につなげる。

4 山形市における公共交通ネットワークの考え方

(1) 広域的な公共交通ネットワークの考え方

産業や観光等を支え、域外交流の活性化を図るには、首都圏とをつなぐ山形新幹線及び奥羽本線、仙台市とをつなぐ仙山線及び山形～仙台の高速バスが、広域連携軸として重要な役割を担うことから、その充実が求められる。特に、仙山連携強化のため、道路も含めた仙台市との交通基盤整備が必要となっている。

(2) 市内の公共交通ネットワークの考え方

山形市における交通体系は、中心市街地を核に放射状に延びる交通体系となっている。各路線や区間について、その機能や役割、位置付け等を明確にし、まちの構造に連動し、主要目的地に照らした路線やダイヤの再編を目指していく。また、結節拠点となる停留所の機能強化などにより、バス路線全体の構造や特徴を明確にして、わかりやすく使いやすい公共交通の実現を図る。さらに乗り換え拠点となる利用の多い停留所では、利用環境の整備を行うなど利便性の向上を図るほか、鉄道駅も結節拠点となりうることから、それを基点とする路線の整備も検討する。

コミュニティバス・地域交流バス（企画調整課）

路線の廃止などで、路線バスが運行されていないバス空白地域や路線バスの利便性が低いバス不便地域の公共交通手段を確保するために、一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び、事業者のバス車両等を使い運行し、市が運行経費から運賃収入を差し引いた額を支出している。

1 山形市コミュニティバス（高瀬線）運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、高瀬線の利用状況が比較的好調であることや高瀬小学校合の原分校の廃校に伴う児童の通学手段を確保する必要が生じたことなどから、年齢制限をなくして、平成15年度から平日毎日運行している。

運行内容

| | |
|------|--|
| 運行方法 | 一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行（道路運送法第4条） |
| 運行区間 | 高沢～山形駅前 |
| 運行日 | 平日運行（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）は運休） |
| 運行本数 | 上り3本（うち1本は高沢～高橋中学校） 下り2本 |
| 運賃 | 1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料 一定区間内の乗り降りの場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額 小学生及び中学生には、学期ごとの定期券発行 |

2 山形市地域交流バス（南部線）運行事業

平成11年度から14年度まで高齢者福祉バスとして65歳以上の方を対象に週1日・2往復運行していたが、平成15年度から地域交流バスとして年齢制限をなくして運行している。

運行内容

| | |
|------|---|
| 運行方法 | 一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行（道路運送法第4条） |
| 運行区間 | 農業試験場前～山形市役所 |
| 運行日 | 火曜日（年末年始（12/29～1/3）は運休） |
| 運行本数 | 上り2本、下り2本 |
| 運賃 | 1回乗車ごと 中学生以上300円、小学生150円、未就学児無料 一定区間内の乗り降りの場合 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額 |

3 コミュニティバス西部循環線運行事業

バスサービス水準が低い市街地西部地域の生活交通の利便性向上のため、平成23年10月から運行している。平成26年4月からは、市が購入した小型ノンステップバス2台で運行している。平成29年7月からは東部循環線の運行開始に合わせて、中心市街地エリアの経路を変更し、併せて、起点を山形駅西口から東口に変更した。

運行内容

| | |
|------|--|
| 運行方法 | 一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行（道路運送法第4条） |
| 運行区間 | 山形駅前（山形駅東口）～（市街地西部地域）～山形駅前～（中心市街地）～山形駅前 経路は「城西町先回りコース」と「上町先回りコース」の2つ |
| 運行日 | 毎日運行（元日のみ運休） |
| 運行本数 | 1日24本 「城西町先回りコース」と「上町先回りコース」を交互に運行 |
| 運賃 | 1回乗車ごと 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 一定区間内の乗り降りの場合 中学生以上100円、小学生50円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額 |

4 コミュニティバス東部循環線運行事業

バスサービス水準が低い市街地東部地域の生活交通の利便性向上のため、平成29年7月から市が購入した小型ノンステップバス2台で運行している。

運行内容

| | |
|------|--|
| 運行方法 | 一般乗合旅客自動車運送事業者と協定を結び運行（道路運送法第4条） |
| 運行区間 | 山形駅前（山形東口）～（市街地東部地域）～山形駅前～（中心市街地）～山形駅前 経路は「東原町先回りコース」と「小荷駄町先回りコース」の2つ |
| 運行日 | 毎日運行（元日のみ運休） |
| 運行本数 | 1日24本 「東原町先回りコース」と「小荷駄町先回りコース」を交互に運行 |
| 運賃 | 1回乗車ごと 中学生以上200円、小学生100円、未就学児無料 一定区間内の乗り降りの場合 中学生以上100円、小学生50円、未就学児無料 障がい者、車いす利用者等は上記運賃の半額 |



自主運行交通支援事業（企画調整課）

路線の廃止などで、路線バスが運行されていない地域の公共交通手段を確保するために、地域住民が組織する団体が主体となり、一般乗合旅客自動車運送事業者に委託をして公共交通の運行を行う事業に支援を行っている。

明治・大郷自主運行交通支援事業

平成15年度から20年度まで週1日・2往復運行していた地域交流バス（明治線）の代替交通として、沿線の町内会等が主体となり、運行日や停留所を増加させ利用者の利便性を高める目的で、平成21年度から自主運行方式の予約制乗合タクシー「スマイルグリーン号」の運行を行い、その事業に対して支援を行っている。平成28年度10月からは運行区域を中山町にも拡大し、広域交通ネットワークとしての役割も担っている。

支援方法

協議会に、運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助する。（利用可能距離に応じて中山町と案分）

運行内容

| | |
|------|--|
| 運行主体 | 大郷明治交通サービス運営協議会 |
| 運行区間 | 中山町～明治・大郷地区～山形駅前 |
| 運行日 | 月、水、金曜日運行（盆（8/13～17）、年末年始（12/29～1/3）は運休） |
| 運行本数 | 全日9便 中山町→明治・大郷→山形駅前（2便） 山形駅前→明治・大郷→中山町（2便） 山形駅前→明治・大郷（1便） 明治・大郷→中山町（2便） 中山町→明治・大郷（2便） |

行政評価（企画調整課）

仕事の目的と目標及び目指す効果と成果を明確化し、前年度の業務を検証することによって課題を把握し、次年度の業務改善に活かしていくとともに、仕事の結果と成果についての市民への説明責任を果たすために、当市では行政評価を「仕事の検証システム」と名付け、平成16年度から実施している。

平成23年度までのシステム運用により個々の事務事業について改善が図られてきたことから、平成24年度からは、第2期経営計画の進捗管理を行うシステムとして見直しを行い、課題発見とその改善といった本来の検証目的に沿った検証作業により集中的に取り組めるよう、対象事業を限定して実施することとした。あわせて、次年度の事業実施方針と密接に連動するよう、検証事務の効率化も図った。平成28年度からは自己検証結果の区分を見直し山形市発展計画の進捗管理を行っている。

検証方法については、年度ごとの事業概要や実施見込額を記述するとともに、達成度が明確になるよう成果指標の目標値を年度ごとに設定するものとした。検証の結果については、「改善実施」、「事業拡大」、「事業縮小」、「事業再構築」、「事業手法見直し」、「事業統合」、「発展的解消」、「役割終了」、「事業完了」のいずれかを選択し、その理由も付すこととしている。なお、課題のある事業については、事業の改善が図られるよう、具体的な対応策を明示するものとしている。

また、山形市発展計画の推進に向け、事業手法等の改善を図るため、外部の視点から事業の今後の取り組みに関する意見をいただく外部検証も行っている。なお、外部検証は重点政策で検証事業をすることとしている。

さらに、計画全体の更なる進捗管理を図るため、計画に掲げる7つの重点政策ごとに施策評価も実施している。施策評価においては、施策の成果指標の達成状況や施策ごとの課題を整理し、施策評価の結果から見出された課題等については、計画の見直し等により対応することとしている。

【平成30年度検証結果】

■自己検証

| 自己検証結果 | 山形市発展計画主要事業 |
|---------|-------------|
| 改善実施 | 157 (84.0%) |
| 事業拡大 | 22 (11.7%) |
| 事業縮小 | 2 (1.1%) |
| 事業再構築 | 2 (1.1%) |
| 事業手法見直し | 1 (0.5%) |
| 事業統合 | 2 (1.1%) |
| 発展的解消 | 0 (0.0%) |
| 役割終了 | 0 (0.0%) |
| 事業完了 | 1 (0.5%) |
| 合計 | 187 (100%) |

■外部検証

検証対象重点政策 新しい人の流れによるまちの賑わいづくり(賑)、総合的な子育て環境の整備(子)

| 検証事業名 | 内部検証結果 | 外部検証委員の意見(人) | | | |
|----------------------|--------|--------------|-------|-----|-------|
| | | 継続 | 規模見直し | 再構築 | 廃止・終了 |
| 賑 広域観光開拓事業 | 改善実施 | 3 | | 2 | |
| 賑 山形まるごと市開催支援事業 | 改善実施 | 2 | | 3 | |
| 賑 フィルムコミッション推進事業 | 改善実施 | 5 | | | |
| 賑 労働力確保推進事業 | 改善実施 | 5 | | | |
| 賑 空き家等対策推進事業 | 改善実施 | 5 | | | |
| 子 やまがた de 愛支援事業 | 改善実施 | 5 | | | |
| 子 母子保健相談支援事業 | 改善実施 | 4 | 1 | | |
| 子 産後ケア事業 | 改善実施 | 5 | | | |
| 子 発達相談支援事業 | 改善実施 | 5 | | | |
| 子 子育て支援施設(あーべ)運営補助事業 | 改善実施 | 5 | | | |

市民活動支援（企画調整課）

1 山形市市民活動支援センター

市民活動に関する総合支援施設として、平成17年4月1日にまちづくり情報センターから市民活動支援センターにリニューアルした。平成20年4月1日より、指定管理者による管理運営を実施している。

- (1) 所在地 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル 22階・23階
(2) 指定管理期間 平成30年度～39年度
(3) 指定管理料の上限 333,000,000円に消費税及び地方消費税の額を加えた額（平成30年度～39年度分）
(4) 施設設備

| | | | | | |
|------|---|----|------|----|------|
| 会議室 | 高度情報会議室 | 広さ | 127㎡ | 定員 | 100人 |
| | 会議室A | | 33㎡ | | 10人 |
| | 会議室B | | 36㎡ | | 16人 |
| | ミーティングコーナー | | | | 40人 |
| 主な設備 | コピー機1、インターネット接続パソコン6、スキャナーA4型2、 パソコン用プリンター7（モノクロ1、ポスター用1）、 同時2色刷り輪転機1、単色刷り輪転機1、輪転機連動型ページプリンター1、 製本機1、紙折り機1、登録団体用ロッカー、メールボックス | | | | |

(5) 事業

① 情報収集・広報事業

市民活動団体との連携により、ホームページ等を活用した情報収集・発信

② 学習事業

NPO法人や市民活動団体の会計・税務・事業企画・補助申請などの実務講座、コミュニティビジネス講座、ボランティア講座、パソコン講座など

③ 相談事業

ボランティア、NPO法人設立、団体の運営、事業の実施、補助金申請など

④ 事務機器の貸し出し

印刷機、製本機、紙折り機、ノートパソコン、ロッカー、メールボックス

(6) 利用状況（平成30年度）

| | |
|----------------|-------------|
| 総利用者人数 | 18,518人 |
| 会議室利用人数 | 7,523人 |
| ミーティングコーナー利用人数 | 1,439人 |
| OAコーナー利用人数 | 1,544人 |
| 自主講座受講人数 | 247人（48回開催） |

2 山形市市民活動支援基金（コミュニティファンド）

市民活動団体における資金課題の解決、並びに企業等の社会貢献意欲を結びつける仕組みとして、平成20年4月より山形市市民活動支援基金（コミュニティファンド）を運営している。

(1) 寄附の形態（3種類）

| | |
|--------|---|
| 分野希望寄附 | 寄附の使い道の分野を希望 10万円以上の寄附の場合、愛称を設定した個別ファンドが設定可能 |
| 団体希望寄附 | 登録団体の中から寄附したい団体を希望 |
| 一般寄附 | 特定の分野や団体を希望しない場合 |

(2) 補助実行

市民活動団体による公益的な事業の提案に対し、評議委員会並びに公開プレゼンテーションの結果を参考に決定する。

※申請団体による事業提案を公開の場で行い、公募による市民審査員の投票により補助対象事業を決定する、公開プレゼンテーション審査による市民活動支援補助金については、平成21年度より、コミュニティファンドの中に組み入れている。

(3) 実績（平成30年度）

| | | |
|-------|-----|-------------|
| ・寄附実績 | 11件 | 16,222,473円 |
| ・補助実績 | 19件 | 21,091,910円 |

文 化 振 興（文化振興課）

1 芸術文化の振興

地域文化の振興と創造のため市民の文化活動の支援

2 芸術文化団体への補助金の交付

- (1) 山形交響楽協会運営費補助事業
- (2) 山形美術館運営費補助事業
- (3) 山形市芸術文化協会運営費補助事業
- (4) 山形国際ドキュメンタリー映画祭開催費補助事業
- (5) 鈍翁茶会開催費補助事業
- (6) 山形県華道文化協会運営費補助事業
- (7) 県民芸術祭・山形市芸術祭開幕記念公演開催費補助事業

3 創造都市推進事業

山形市は、国内外から高い評価を得ている山形国際ドキュメンタリー映画祭をはじめとする映像文化を育む環境の充実に加え、プロオーケストラを有する音楽や伝統工芸、ユニークな食文化など、多彩な文化・地域資産を有している。そうした背景のもと、映像文化を基軸に、それらの資産を総合的に活用しながら、持続可能な都市の発展に向け事業を推進していく。

(1) やまがた創造都市国際会議

国内外の創造都市からゲストを迎え、シンポジウム等を開催する。

(2) やまがた映画パッケージ to the world

途上国等で山形の映像を出前上映することを通じた国際貢献を行う。

(3) Creative Café

創造都市を身近に感じてもらうことを目的に、多彩な文化や芸術に触れる講座やワークショップ、意見交換などを毎月開催する。

(4) 映像で山形ルネッサンス

地元の映像作家の視点で、伝統工芸や創造産業などのあり方についての短編映画を制作する。

(5) やまがたアーティスト・イン・レジデンス

海外の映像クリエイター等を山形に招聘し、制作や地元との交流を支援する。

(6) やまがたクリエイティブ・ツーリズム

多様な文化等の地域資産を味わうことのできる体験型ツーリズムの推進に向けた取り組みを行う。

(7) ユネスコ創造都市ネットワーク事業

ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市としての会議参加をはじめ、他都市との情報交換や事業交流を図る。

(8) やまがた市民映画学校

市民が良質な映像作品に触れる機会を提供する（ドキュメンタリー映画祭との連携事業）。

(9) 子どもの映像教育

若い世代が映画と関わる活動を通じて、多様な社会を知る視点を育てる（ドキュメンタリー映画祭との連携事業）。

(10) PR事業

SNSやホームページを活用し、積極的に情報発信を行う。

4 創造都市拠点整備事業

山形市は、平成29年に「ユネスコ創造都市ネットワーク」に映画分野にて加盟認定されたことを契機に、現在、「山形まなび館」として活用されている山形市立第一小学校旧校舎をリノベーションし、創造都市の拠点として再整備・再活用する事業を進めている。

地域に根ざしている多様な文化芸術を支える機能、学生等を含む幅広い世代のクリエイティブな活動を支える機能、また、企業とも交流する機能、文化芸術に関するプロダクトなどを扱う商業テナント機能などを追加し、周辺エリア及び中心市街地の活性化にもつなげていく。

5 フィルムコミッション推進事業

観光の振興や地域の活性化を図ることを目的として、平成17年度に「山形フィルムコミッション」を設立し、映画をはじめとした映像作品を誘致・支援している。

平成23年度に村山地域の5市2町（天童市、上市市、東根市、寒河江市、村山市、西川町、大石田町）も加わり、広域的

に活動している。

| | |
|-------|--------------------------|
| 実績 | (平成30年度) |
| 撮影 | 63件 |
| 問合わせ | 120件 |
| 大規模撮影 | 映画「海まで何マイル～僕らは歩くただそれだけ～」 |
| | タイ・ドラマ「ダンドゥアンハルタイ」 |
| | 台湾・映画「越年.Lovers」 |

6 清風荘・宝紅庵

池泉回遊式の古庭園で、市内の名園の一つとして知られる「もみじ公園」内に建つ清風荘は、昭和32年10月に旧宝幢寺大書院を改修したもので、昭和54年には茶室「宝紅庵」が併設された。平成13年11月に国の登録有形文化財に登録されている。純和風数寄屋造りの施設として、文化芸術等の各種活動に広く利用されている。

| | |
|------|--|
| 所在地 | 山形市東原町二丁目16番7号 |
| 建物 | 延面積 454.45㎡ 木造平屋建 (清風荘 293.36㎡、宝紅庵 161.09㎡) |
| | 和室 4室、茶室 3室(有料) |
| 建設費 | 宝紅庵 82,029千円(昭和54年10月30日完成) |
| 利用者数 | (平成30年度) |
| | 清風荘 386件 9,419人 |
| | 宝紅庵 191件 8,881人 |
| | 合計 577件 18,300人 |

7 最上義光歴史館

山形市発展の礎を築いた最上義光を顕彰する展示館として平成元年12月に開館した最上義光歴史館は、最上家関係資料を主体として展示を行っており、郷土の歴史に対する理解を深める場となっている。

| | |
|------|------------------------|
| 所在地 | 山形市大手町1番53号 |
| 管理運営 | 指定管理者 公益財団法人山形市文化振興事業団 |
| 建物 | 延面積 765.63㎡ RC造 |
| 建設費 | 300,556千円 |
| 入館料 | 無料 |
| 利用者数 | (平成30年度) |
| | 入館者 22,503人 |

8 山寺芭蕉記念館

市制施行100周年と芭蕉奥の細道紀行300年を記念して建設され、平成元年7月に開館した山寺芭蕉記念館は、宝珠山立石寺を望む高台に位置し、その格調高い和風建築は名勝山寺の景観とよく調和している。

芭蕉・奥の細道関係資料の展示をはじめ、伝統芸術文化の各種集会等に研修室、茶室の貸出しを行っている。

| | |
|------|-------------------------------|
| 所在地 | 山形市大字山寺字南院4223番地 |
| 管理運営 | 指定管理者 公益財団法人山形市文化振興事業団 |
| 建物 | 延面積 1,925.40㎡ 木造平屋建一部RC造 |
| | 展示室 3室、図書資料室、研修室 2室、茶室 2室(有料) |
| 建設費 | 860,000千円 |
| 入館料 | 大人 400円 高校生以下無料(20人以上は団体で2割引) |
| 利用者数 | (平成30年度) |
| | 入館者 19,013人 |
| | 研修室等 241件 6,934人 |

9 市民会館

市民の文化の向上及び市民福祉の増進を図ることを目的に、昭和48年7月25日に開館した市民会館は、1,202席を有する大ホール・300席の小ホール・展示室・会議室などの会館の機能を活かし、歌舞伎公演・市民新春寄席・各種コンサート・演劇、音楽教室の開催など、様々な文化事業を実施するとともに、市民や文化団体による自主的な活動を支援し、優れた芸術文化活動の創造・発信や多様で優れた芸術文化の鑑賞機会を提供しており、山形市における芸術文化の拠点となっている。

| | |
|------|-----------------------|
| 所在地 | 山形市香澄町二丁目9番45号 |
| 管理運営 | 指定管理者 山形市民会館管理運営共同事業体 |

| | |
|-------|--|
| 建 物 | 延面積 5,815.28㎡ 鉄筋コンクリート造一部鉄骨 大ホール(固定席)、小ホール(移動席・舞台付)、リハーサル室、楽屋 5室、会議室 2室(大・小) 展示室、事務室、談話室 |
| 建 設 費 | 1,040,248千円 |

(1) 各室利用状況

(平成30年度)

| 室名 区分 | 大ホール | 小ホール | 大会議室 | 小会議室 | リハーサル室 | 展 示 室 | 談 話 室 | 計 |
|----------|--------------|--------------|-------|-------|--------|-------|-------|----------------|
| 稼働日数(日) | 324 | 324 | 338 | 338 | 332 | 338 | 338 | |
| 使用日数(日) | 206 | 188 | 207 | 254 | 74 | 136 | 145 | |
| 使用件数(件) | 212 | 193 | 227 | 295 | 74 | 140 | 159 | 1,300 |
| 使用回数(回) | 519 (385) | 395 (322) | 473 | 579 | 177 | 300 | 322 | 2,765 (707) |
| 入場人員(人) | 110,278 | 16,906 | 5,991 | 4,127 | 1,747 | 2,910 | 1,036 | 142,995 |
| 稼働率(%) | 63.6% | 58.0% | 61.2% | 75.1% | 22.3% | 40.2% | 42.9% | |

※① ()は仕込み、練習、リハーサル等の件数・回数でそれぞれ件数・回数に含まれる。

② 稼働日数は保守点検(舞台、照明、音響、非常放送、火災報知器の点検、消毒等)及び休館日、館内調整日、工事などを除いた使用可能な日数(ただし期間中使用した日は稼働日数に含める。)

③ 使用日数は実際に使用した日数

④ 使用回数は午前・午後・夜間を通して使用した場合は3回と計算する。ただし、展示室は1日を1回とする。

⑤ 稼働率=使用日数/稼働日数

(2) 催し別利用状況(大・小ホールのみ)

(平成30年度)

| 催別 区分 | 音 楽 | 演 劇 | 舞 踊 | 映 画 | 芸 能 | 講 演 会 | 各種大会 及び集会 | そ の 他 | 計 |
|----------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|--------------|--------|---------|
| 件 数(件) | 172 | 132 | 34 | 2 | 8 | 6 | 36 | 15 | 405 |
| 入場者数(人) | 50,194 | 33,491 | 10,508 | 883 | 6,532 | 1,414 | 7,977 | 16,185 | 127,184 |

※「各種大会及び集会」とは、各種大会、会議、式典、研修会、学会など。

「芸能」とは、寄席、講談、漫談、演芸、マジック、奇術、歌舞伎、能公演、浄瑠璃など。

10 山形まなび館

昭和2年7月に山形県下初の鉄筋コンクリート造校舎として建設され、平成13年11月に国指定登録有形文化財に登録、平成21年2月に近代化産業遺産に認定されている「第一小学校旧校舎」を改修・活用し、平成22年4月28日に開館した山形まなび館は、観光・物産の情報提供、芸術文化に関する市民活動等の推進及び郷土の歴史・文化に対する理解を深める場として、「観光」「交流」「学び」による中心市街地の賑わい創出の拠点となっている。

所 在 地 山形市本町一丁目5番19号

建 物 延面積 4881.67㎡ 鉄筋コンクリート造 地上3階地下1階

うち使用面積 1747.11㎡ (地上1階地下1階)

紅花文庫(教育資料展示室)、山形市文化財展示室

多目的ルーム 1室、交流ルーム 9室(有料)、多目的室 4室

観光情報ルーム 1室、キッズルーム、管理事務室

改修工事費 725,771千円

利 用 者 数 (平成30年度)

入館者数 122,201人

男 女 共 同 参 画（男女共同参画センター）

男女が個人として尊重され、お互いを大切にしながら協力し合い、社会のあらゆる場面でも個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会を目指し、平成10年9月に県内初、全国で14番目となる「男女共同参画都市宣言」を行い、平成25年4月に「山形市男女共同参画推進条例」を施行し、市民及び事業者等と連携して様々な取り組みを行っている。

平成29年4月の組織改正により、拠点を男女共同参画センターに集約。第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画意識の醸成、多様な生き方を選択できる環境の実現等に取り組んでいる。

1 男女共同参画施策

(1) 山形市男女共同参画審議会

男女共同参画に係る施策の推進等に関し、市長の諮問に応じ審議する機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画に係る施策を推進している。

(2) 男女共同参画施策の推進

① 審議会等への女性委員の参画状況調査

審議会等への女性委員の参画率29.9%（平成31年3月末現在）

② 意識啓発事業

市の施策や先進事例の紹介等を通して男女共同参画意識の啓発を図るため、情報紙「ファースト」を発行する。（年2回）

③ 小学生用男女共同参画学習資料の配付

性別にとらわれずに、一人の人間として尊重され、個性と能力が生かされる豊かな社会づくりを進めるために、小学2・4・6年生を対象とする学習資料「きらりかがやいて」を市内の各小学校へ配付し、活用を図る。

④ 山形市女性人材バンクの整備と活用

市の審議会等の委員又は研修会の講師等としてふさわしい女性の人材バンクを整備し、各課へ情報を提供するとともに、登録者を対象に研修会を開催し資質の向上を図る。

女性人材バンク登録者73人（平成31年3月末現在）

⑤ 女性団体の育成

山形市女性団体連絡協議会（令和元年度 構成団体数18団体）の活動の支援を実施する。

⑥ 地域づくり講座の実施

地域における男女共同参画を促進するため、公民館等を会場に2回を実施予定。

⑦ 男女共同参画意識の啓発

「男女共同参画週間」について市報及びホームページ等で周知啓発を行う。

⑧ イクボス推進事業の実施 ※社会全体で子育てする機運醸成事業

職場でともに働く部下の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮する上司（イクボス）の普及に向け、市内のイクボスの取り組みを推進するとともに、イクボス制度について市内事業所等に周知啓発を行う。

⑨ DV防止及び支援対策

配偶者等からの暴力（DV）に係る市内関係課との連携

ア 「女性に対する暴力をなくす運動週間」に合わせ市民参加型の展示等を実施する。

イ DV相談の対応に関し、市内の関係課等の相互連携が必要となるため、市内連絡会議を開催する。また、適切な支援に向けてDV相談窓口担当者研修会を実施する。

⑩ ワーク・ライフ・バランス講演会（10月26日）

誰もが働きやすい、働き続けることができる環境づくりの啓発のため、ワーク・ライフ・バランスをテーマとした講演会を開催する。

⑪ 「男女共同参画に関する作品」の募集

平成10年9月に「男女共同参画都市宣言」を行い、その気運を醸成するため、男女共同参画に関する作品（一行詩部門、写真部門）を中学・高校生、大学・一般より募集、表彰する。（平成30年度 応募総数2,112点）

⑫ 男女共同参画に関する市民・事業所の意識及び実態調査の実施

山形市における男女共同参画に関する市民や事業所の意識・実態・要望を把握し、次期プラン策定の基礎資料を得ることを目的に、市民2,000人及び500の事業所に対して男女共同参画に関するアンケート調査を8月に実施する。

ア 調査方法 郵送による配布・回収

イ 対象者 市民：無作為で抽出した満20歳以上の男女各1,000人

事業所：市内の従業員5人以上の事業所のうち無作為で抽出した500社

2 山形市男女共同参画センター「ファーラ」の運営管理

市民が活動し、交流し、相談する総合的な機能を有する男女共同参画社会づくりの拠点施設として、平成8年2月に女性センターとして設置、平成15年4月に名称を男女共同参画センターへ変更、平成25年4月に施行した山形市男女共同参画推進条例第16条において、男女共同参画の推進施策を実施し、男女共同参画に関する学習の機会を提供する拠点施設として位置付けられた。

また、平成24年4月から定住自立圏連携事業により、上市市・天童市・山辺町・中山町の住民へ利用を拡大した。

(1) 山形市男女共同参画センター運営委員会

男女共同参画センターの運営の円滑化を図るための機関で、市民の意見を反映させ、男女共同参画の推進を図る。

(2) 利用状況（平成30年度）

総利用者数 22,269人

| | |
|-----------------|---------|
| うち貸室利用者数 | 10,888人 |
| 講座受講生（イベント事業含む） | 833人 |
| 交流コーナー利用者数 | 10,053人 |
| 相談利用者 | 495人 |
| 貸室利用回数（ワーク室含まず） | 1,332回 |
| ワーク室（印刷等）利用回数 | 59回 |

(3) 事業

① 学習事業

第3次山形市男女共同参画計画「いきいき山形男女共同参画プラン」の4つの目標に基づく内容で、センター自主企画講座及び市民の企画運営によるファーラ市民企画講座を実施する。

女性学講座（2回）

イクメン・カジメン・イクジイ講座（2回） ※社会全体で子育てする機運醸成事業

働く女性の講座（3回）

健康講座（4回） ※女性の健康づくり支援事業

DV防止講座（3回） 他、計18講座45回を実施予定。

② 男女共同参画宣言都市事業

ア 男女共同参画週間関連事業（6月23日～29日）

「男女共同参画早わかり」等のパネル展示を行った。

イ 男女共同参画宣言都市記念講座（6月22・23日）

男女共同参画宣言都市を記念して、男女共同参画週間期間内に講座を実施した。

ウ パープルリボン・プロジェクト（11月12日～25日）

DV防止を呼びかけるポスターの展示や市民参加型のDV防止に係る啓発を行う。

③ 広報事業

男女共同参画センターの活動や実施講座の広報のため、情報紙「ファーラお知らせ版」を発行する。（年2回）

④ 市民活動支援事業

ア 男女共同参画のまちづくりを目指し、自主的に活動する団体へ無料で貸館を行う。

イ ファーラ市民企画講座実施団体に対し、広報及び経費等の支援を行う。

⑤ 相談事業

一般相談・・・休館日（祝日及び振替休日、年末年始）を除く毎日

法律相談・・・月3回

女性の健康相談・・・随時 ※女性の健康づくり支援事業

女性の権利110番（県弁護士会との共催）・・・6月28日

⑥ 情報収集事業

男女共同参画に関する図書・DVD・ビデオテープの整備と貸出及び全国の男女共同参画行政・施設の資料等の収集整備を行う。

⑦ 交流事業

予約なしで利用できる交流コーナーを市民に開放する。

情 報 化（情報企画課）

1 山形市情報化基本方針

これまでの「電子市役所推進計画」に替えて、山形市の情報化の基本的な方向性を示すものとして平成29年4月に策定した。社会情勢の変化やICTの取り巻く状況、国・県の動向に柔軟に対応しつつ、これまでの情報化施策の課題解決を図るとともに、山形市のまちづくりの方針を示した「山形市発展計画」に基づく各施策をICTの側面から推進するため、6つの基本方針を掲げている。

2 山形市情報システム全体最適化計画

山形市の情報システムは、個々のシステム単体では、それぞれ最適と考えられるものを選択し運用しているが、組織全体としてみた場合、一部において生産性や効率性を低下させてしまう場合があり、山形市においても改修費用や運用負荷が懸念される状況となっている。そのため、山形市全体として、情報システムにかかる費用の削減や運用の効率化、情報セキュリティの強化、IT活用による業務の高度化を図ることができるよう、平成30年3月に本計画を策定した。平成30年度から令和4年度までの5年間で全体最適化を目指すこととしており、11の具体的取り組みを掲げている。

3 ICTアドバイザー活用事業

これまで情報システムの導入にあたっては、内部の判断のみで調達業務を実施してきたが、現在は情報システム導入にあたっての選択肢が増えてきたことやBPR（Business Process Re-engineering：業務改革）の必要性が高まる等、以前と状況が大きく変化したことから、より適切に調達することが求められている。そのため、山形市情報システム全体最適化計画の具体的取り組みの一つとして、令和元年5月より専門的知見のある外部コンサルタントから助言や支援を受け、情報システムの調達に係る費用削減や運用の効率化を図っている。

4 RPAツール導入効果検証事業

RPA（Robotic Process Automation）とは、Excel、ブラウザ、個別の業務システム等、パソコン上の操作をシナリオとして学習し自動化するソフトウェアで、パソコンを利用して実施している定型的作業等の効率化・適正化が期待できる。

RPAツールの導入については、ここ数年で急速に普及が進んでおり、国においても「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」の中で、「RPA等を活用したデジタル自治体行政の推進」を取組の一つとして掲げ、RPAの導入を推進している。

令和元年6月から8月にかけてRPAツールを試験的に導入し、山形市における導入効果を検証している。

5 基幹システムの構築・運用

昭和58年10月に導入した汎用コンピュータの様々な課題を解消するため、平成17年度に「山形市新情報システム基本計画」を策定し、平成18年度から構築を行い、平成21年1月から基幹システム（新情報システム）が稼働した。平成25年末には契約期間満了を迎えたため、機器・ソフトウェアの更新を行い、平成26年1月より第二期基幹システムが稼働し、20課31業務処理の運用を行っている。業務システムは継続利用を基本とし、保守継続できないシステムは入れ替えた。

第二期基幹システムについては、平成30年12月末で運用期間が満了となることから、平成28年7月に開催された山形市電子情報処理推進委員会において、第二期基幹システムは設定したサービス目標基準（SLA）を達成するなど安定性が高いこと、また、現行の事務処理に最も適合しており効率的な事務処理が可能である等の理由により、第二期基幹システムを継続して第三期基幹システムの構築（人事給与システムについては、内部情報処理システムとの連携を見据え基幹システムから分離）と構築後5年間の運用を行うことと決定し、平成31年1月から稼働している。現在、18課27業務処理の運用を行っている。

6 構内情報通信網（LAN）運営事業

(1) 地域イントラネット

平成15年3月に市内全ての公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築し、同年4月から運用を開始している。電子市役所推進のための基盤ネットワークとして、行政運営の高度化・効率化を図るとともに、市民が行政サービスを受けられる環境づくりを行う。

(2) グループウェア

庁内LANを活用し、事務処理及び情報管理の向上、執務環境改善等を図る目的で平成13年10月に試験導入された。平成14年度の庁内全課拡張の後、15年度にイントラネットを利用して庁外施設まで拡張し、全職員が利用可能になった。システム安定化、機能強化を図るため、平成19年度に再構築し運用している。主な機能としては電子メール、電子掲示板、スケジュール管理、共有文書管理がある。



7 総合行政ネットワークシステム（L G W A N）

全国の都道府県及び市区町村と国の省庁を専用回線で接続する行政専用のネットワークで、申請・届出等行政手続きのオンライン化、公的個人認証サービスにおける電子証明書発行等、電子自治体構築のための必須基盤とされ、平成15年9月に接続した。

8 住民基本台帳ネットワークシステム

平成11年8月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の成立により、住民基本台帳のネットワーク化を図り、住民ごとに「住民票コード」を付与し、基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）により全国共通の本人確認システムを構築した。（平成14年8月、一次稼働）二次稼働として平成15年8月より住民基本台帳カードの発行を開始した。

平成17年1月から住民基本台帳カードによる「諸証明自動交付サービス」（住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービス）を開始している。平成21年7月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の成立により、平成25年7月より外国人の方へも住民基本台帳ネットワークの適用が開始され、住民基本台帳カードの交付が可能となった。

平成27年10月から、マイナンバー制度の導入に伴い、本人確認情報に「個人番号」が加わり、住民基本台帳ネットワークシステムで保有している本人確認情報は、基本4情報、個人番号、住民票コード及びこれらの変更情報となっている。また、平成28年1月からのマイナンバーカード交付開始に伴い、住民基本台帳カードの発行は平成27年12月をもって終了した。

9 諸証明自動交付事業

住民基本台帳カードを活用し、住民票の写し及び印鑑登録証明書の自動交付サービスを実施している。

自動交付機は、本庁舎及び東部・江南・霞城・元木の4公民館に設置し、運用している。住基カード利用設定のためのシステムが老朽化したため、代替として平成24年3月より「ICカード標準システム」を構築し稼働している。平成21年7月「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の成立により、平成25年7月より外国人の方へも住民基本台帳カード交付が開始され、自動交付機利用が可能になった。

平成28年10月から、マイナンバーカードを利用した証明書等のコンビニエンスストアでの交付サービスが開始され、また、自動交付機は第二期基幹システムの一部として運用しているが、平成30年12月末をもって第二期基幹システムの運用期間が満了となることから、住民基本住基カードを利用した交付サービスも併せて終了した。

10 電子申請システム構築運営

山形県及び県内全市町村との共同利用による電子申請システムを構築し、平成19年3月より稼働している。平成24年1月よりASP方式(Application Service Provider方式:インターネットを通じてアプリケーションを利用する方法)に更新し、運用している。

11 統合型GIS

山形市庁舎内のみ利用する統合型GIS(Geographic Information System:地理情報システム)は、平成21年度に構築し平成22年度より稼働。ASP方式でインターネット回線にて住民に地図情報を公開する公開用GISは平成23年度より稼働している。

12 情報セキュリティ対策

重要な情報を取り扱う上で職員が守るべきルールとして、平成16年度に情報セキュリティポリシーを定め、運用を開始した。

平成28年度には、ICT技術の進展等に伴う新たなシステム・サービスへの対応やセキュリティ対策の強化が必要となったことから、情報セキュリティポリシーを全面的に改訂した。

平成29年度には、マイナンバー等重要な情報の漏えい防止や情報システムの安全性の確保を図るために、マイナンバー利用事務端末機での情報持ち出し制限設定と、端末機利用時の二要素認証方式を導入した。また、L G W A N接続ネットワークとインターネット接続ネットワークを分割し、県と市町村が共同でインターネット接続システムを構築し、共同利用を開始した。

13 内部事務処理システム構築運用事業

文書事務及び市職員に係る庶務事務について、電子決裁を用いてシステム化し、平成27年4月より稼働している。

新財務会計システムについて、平成28年度会計より運用し、予算編成系を平成27年9月より稼働、予算執行系を平成28年4月より稼働している。